幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度(※)により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。
こども家庭庁「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei

(1)対象者

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者

(2)申請者

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない本人

(3)支給要件

下記の①～③を満たしていること

①当該年度中に指定保育士養成施設で受講を開始していること

②指定保育士養成施設での教科目取得後、児童福祉法施行規則第６条の 11 の２の規定により保育士資格を取得すること

③保育士登録証の交付を受け、保育士資格取得支援事業の松山市内の対象施設で１年間以上勤務していること

対象施設

- ❖保育所
- ❖認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
- ❖小規模保育事業Ａ型及びＢ型実施施設
- ❖事業所内保育事業実施施設
- ❖認可外保育施設
- ❖乳児院
- ❖児童養護施設

(4)補助金額

事業対象となる者１人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の２分の１（上限 10 万円）

(5)申請の流れ

① 養成施設等入学

② 松山市に実施計画書を提出

【実施計画書提出】
受講開始日の属する年度中

③ 計画の実施決定通知を受ける

④ 養成施設等で保育士資格を取得

⑤ 保育士登録証の交付を受ける

【受講開始の日】
養成施設等の入学日、受講許可を得た日、受講申込日のいずれか早い日

⑥ 松山市に完了報告書・補助金申請を提出

⑦ 補助金決定後、補助金請求

⑧ 補助金の交付

⑨ 半年後、「勤務継続報告書」提出

⑩ １年後、「勤務継続報告書」提出

【補助金申請時期】
❶保育士登録証の交付後勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで
❷保育士登録証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士登録証の交付を受けた月末